平成２９年（フ）第２９３号
長崎県長崎市虹が丘町１番１号　Ｊ棟303
破産者　北島　直樹
1　破産債権の届出期間　平成30年５月24日まで
2　一般調査期日　平成30年７月４日午前10時15分
平成30年４月19日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４３５２号
大阪市東成区中道３丁目17番12号大管ビル２階
破産者　本多線材株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
2　一般調査期日　平成30年７月12日午後２時30分
平成30年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３９号
富山県南砺市二日町2123番地５
破産者　南　由美子
1　破産債権の届出期間　平成30年６月７日まで
2　一般調査期日　平成30年６月21日午前10時20分
平成30年４月19日　富山地方裁判所高岡支部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第４９２４号
大阪市中央区南船場４丁目10番５号南船場ＳＯＨＯビル702
破産者　Ａ．Ｐ．Ｆ．ホールディングス株式会社
1　期日　平成30年６月８日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成３０年（ヒ）第２００１号
青森県三戸郡五戸町字天満後39番地６
清算株式会社　株式会社丸屋商店
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（ヒ）第１４号
京都市下京区楊梅通西洞院東入八百屋町61番地６
清算株式会社　株式会社シャトル
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０号
東京都清瀬市下清戸３丁目７番地の２
清算株式会社　株式会社緑産業
代表清算人　石井　好子
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
1　特別清算債権
本協定において、「特別清算債権」とは、清算株式会社に対し特別清算開始決定日（以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。
2　特別清算債権者
本協定において、「特別清算債権者」とは、特別清算債権を有する債権者をいう。
第２　弁済及び免除
1　石井理雄、石井好子、石井実及び株式会社グリーンハーモニーを除く特別清算債権者に関する定め
⑴　弁済
清算株式会社は、本協定の認可決定確定後、清算株式会社の全ての資産の換価が完了した日から１か月以内に、石井理雄、石井好子、石井実及び株式会社グリーンハーモニー（これら４者をあわせ以下「石井理雄ら４名」という。）を除く各特別清算債権者に対し、全資産の換価により得た残存する金員から必要な費用を控除した残額を、石井理雄ら４名を除く各特別清算債権の元本額に応じて按分して弁済する。
⑵　免除
石井理雄ら４名を除く特別清算債権者は、前項の弁済時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
2　石井理雄、石井好子、石井実及び株式会社グリーンハーモニーに関する定め
清算株式会社は、石井理雄ら４名に対し、本協定に基づく弁済をせず、石井理雄ら４名は、清算株式会社の求めるときに、清算株式会社に対し、各特別清算債権の全額を免除する。
第３　追加弁済
1　追加弁済
前述第２、１⑴の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、石井理雄ら４名を除く各特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、石井理雄ら４名を除く各特別清算債権の元本額（前述第２、１⑵の免除がされなかったとした場合の元本額）に応じて按分して弁済する。
2　免除の効力の遡及的消滅
前項の場合においては、石井理雄ら４名を除く各特別清算債権者が前述第２、１⑵の規定により行った債務免除は、前項に基づく追加弁済の額の限度で効力を失うものとする。
第４　細則
1　弁済の場所
本協定に基づく弁済は、全て、特別清算債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
2　弁済額の計算
本協定に基づく弁済額の計算は、１円未満を切り捨て計算する。
3　弁済充当の順序
本協定に基づく弁済は、全て、元本、利息、遅延損害金の順に充当する。
以上
東京地方裁判所立川支部民事第４部

再生手続開始

平成３０年（再）第３号
愛知県豊田市大成町３丁目94番地
再生債務者　株式会社心
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年６月５日から平成30年６月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

再生計画認可

平成２９年（再）第５号
愛知県名古屋市名東区勢子坊１丁目213番地の２
再生債務者　古畑　秀一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年４月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第２４号
神奈川県伊勢原市三ノ宮1077番地の14
再生債務者　矢崎　　学
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月８日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月22日から平成30年５月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成３０年（再イ）第９号
滋賀県愛知郡愛荘町石橋212番地８
再生債務者　田中　　奨
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月８日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月14日から平成30年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（再イ）第１７号
栃木県鹿沼市御成橋町２丁目2095番地18
再生債務者　道上　教治
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月23日から平成30年５月31日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部